

PPP/PFIの推進について

平成29年10月10日



内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI推進室)

「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

4. 公的サービス・資産の民間開放(PPP/PFIの活用拡大等)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

) 成長対応分野で講ずべき施策

・指定管理者でない公共施設等運営権者が、特定の第三者に対して、公共施設等の設置の目的の範囲内であっても使用を許すことが可能となるよう、PFI法について、次期通常国会において必要な法制上の措置を講ずる。

) 成熟対応分野で講ずべき施策

・地方公共団体による公共施設等運営権方式の上下水道事業への導入を促進する観点から、一定の期間を設け、今後の横展開の呼び水となる先駆的取組を通じ当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、補償金の免除・軽減により特例的に支援するため、PFI法について、来年度から適用されるよう必要な措置を講ずる。

) 推進体制の整備・運用のための施策

・公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の推進に当たっては、以下の「5原則」が必要であることから、内閣府の機能や権限、その権限の行使のための組織の在り方(外部の中立的な専門機関の組成を含む)について、諸外国の事例を踏まえて検討し、必要に応じ、次期通常国会までにPFI法について所要の措置を講ずる。

ガイドライン化されたルールの運用と遵守徹底

分野を超えて公共施設等運営権方式が遵守すべきルールを、官民の議論を踏まえてガイドラインにまとめ、これを個別案件において徹底的に実施させる仕組みであるべき。

入口から出口までのハンズオン支援の実施

公共施設等運営権方式を初めて活用する地方公共団体など、ノウハウに乏しい管理者に対してプロジェクトの「入口から出口まで」並走し、徹底的に支援できる仕組みであるべき。

関係省庁との協議のワンストップ化

新たな分野やアプローチで公共施設等運営権方式に取り組む管理者が、複数の関係省庁と協議する際に、管理者ができるだけワンストップで協議が可能な窓口となる仕組みであるべき。

PDCAサイクルの確立

全ての公共施設等運営権方式の案件で、運営権者の選定後に選定プロセス全体を振り返って評価し、官民双方の立場から改善点を明らかにし、ガイドライン等に常に反映させることができる仕組みであるべき。

管理者と運営権者間での調整・仲裁機能の確保

公共施設等運営権方式の事業開始後においても、運営権者からの改善要望を聞き、これを管理者に伝えることで、新たな取り組みを常に生み出せる仕組みであるべき。

【法改正事項】

インセンティブ付与

- ・コンセッション事業の**上下水道分野**への導入を促進するため、運営権対価の資金で地方債を繰上償還する際に**国に対して支払わなければならない補償金を免除・軽減**

二重適用問題の解消

- ・公共施設等運営権制度と指定管理者制度を**二重に適用する場合における問題を解消**。

支援体制の強化

- ・コンセッションを初めて活用する自治体などに対する**内閣府等の助言・調整機能を強化**

注) コンセッションの推進に係る目標(PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)(平成29年6月9日民間資金等活用事業推進会議))

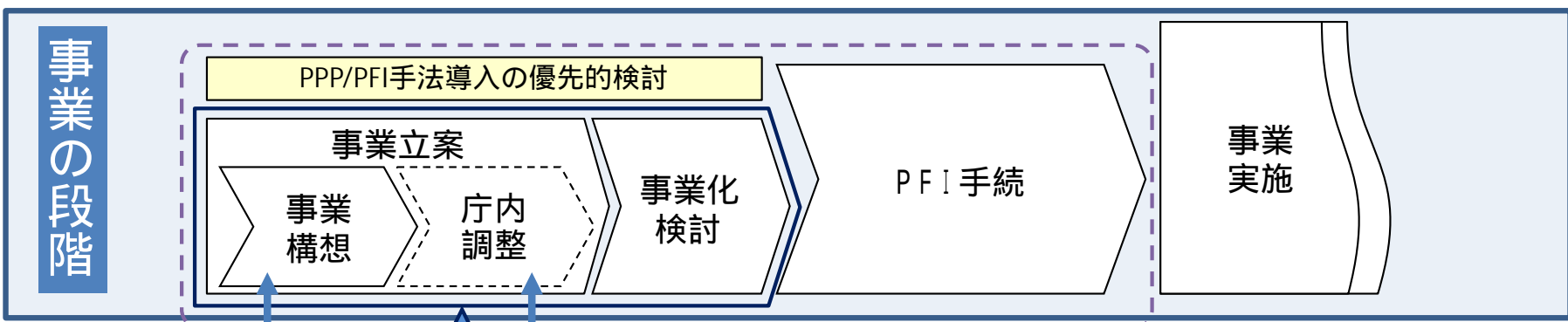
空港【6件(達成済み)】、水道【6件:~平成30年度】、下水道【6件:~平成29年度】

道路【1件(達成済み)】、文教施設【3件:~平成30年度】、公営住宅【6件:~平成30年度】

クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件:~平成31年度】、MICE施設【6件:~平成31年度】

PPP / PFI推進に資する支援措置

○ 平成30年度概算要求額:約326百万円の内数 (平成29年度予算:約163百万円の内数)



優先的検討運用支援
人口20万人未満の地方公共団体の優先的検討規程の策定と対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を支援

支援期間: 6か月程度
募集時期: 3月頃

新規案件形成支援
事業の導入段階で事業の実現性の明確化や今後の方向性を提示することにより新たな案件が形成できるよう支援

支援回数: 3回程度
募集時期: 3月頃

高度専門家による課題検討支援
コンセッション事業等、事業検討に当たり法律・会計・税務・金融等の高度な専門的知見を必要とする事業について、課題の解決に向けた検討を支援

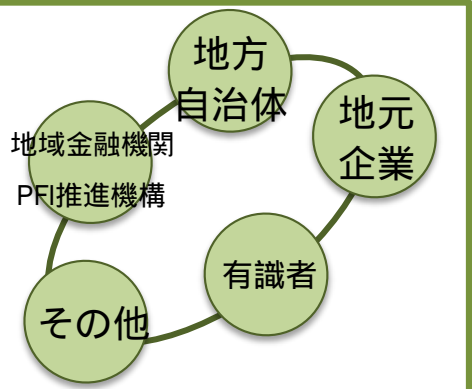
支援期間: 6か月程度
募集時期: 3月頃

民間提案活用支援
事業検討に当たり民間提案を活用しようとする取組について支援

支援期間: 6か月程度
募集時期: 3月頃

地域プラットフォーム形成支援
地域における関係者のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図るための取組を行う地域プラットフォームの形成・運営を支援

複数の地方公共団体等で構成される広域的な取組等を重点支援
支援期間: 6か月程度
募集時期: 3月頃



PPP/PFI専門家派遣

H29年度 31件
(9月末時点)

ワンストップ窓口

H29年度 約340件
(9月末時点)

PPP / PFIに関する支援・横展開について

PPP / PFI専門家派遣

PPP / PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣

PPP/PFIの基礎的な講習から、個別事業の推進に関する相談まで幅広く対応



PPP / PFI地域プラットフォーム形成支援

平成27年度より地域プラットフォームの形成支援を実施中

いずれの地域も継続して活動を実施しており、各地域で案件形成に向けた検討が進んできている

平成28年度支援 佐世保市の例

旧花園中学校跡地活用事業

(H29.7募集要項、H29.9提案受付、現在事業者選定中)

名切地区再整備の第一弾プロジェクト。今後、自然レクリエーションゾーンやスポーツ広場等の整備をPPP/PFIで検討予定

地域プラットフォーム参加企業・団体

- ・ 地方自治体 ・ 建設工事事務
- ・ 金融機関 ・ ビル管理会社 ・ 経済団体
- ・ 不動産会社 ・ 建設設計会社 等



事例集、手引等による優良事例の横展開

PPP / PFIの優良事例等について、内閣府HPや手引等により、新たに取り組む地方公共団体等へ横展開

分野・類型別に加え、人口規模の小さな自治体等にとっても参考となるよう事例や情報の更新・充実を図る



内閣府による広報活動(政府インターネットテレビ)

政府インターネットテレビでPPP/PFIの取組について周知

公共施設の老朽化や少子化による廃校等の状況を踏まえ、「官と民の連携」により効率的で質の高い公共サービスの提供が可能となるという観点から、PFIの解説や各種事例を紹介

- 福岡県大牟田市と熊本県荒尾市の水道事業の事例
- 新潟県聖籠町の廃校のサッカーカレッジとしての活用事例
- 埼玉県さいたま市北区の区役所の事例 等

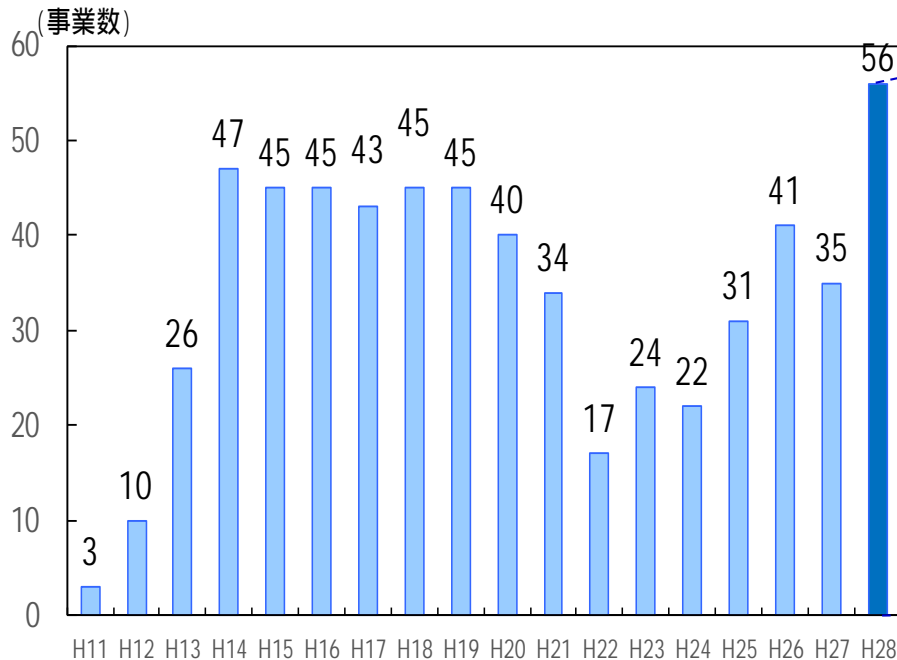
The screenshot shows the homepage of the Government Internet TV website. At the top, there is a navigation bar with the logo, the text '政府の動きや政府の重要政策を動画で紹介します。', the title '政府インターネットテレビ', and a 'TOPへ戻る' button. There are also buttons for '動画をご覧になるには', 'よくある質問', and 'English'. Below the navigation bar is a search bar with the text '番組検索' and a '検索' button. To the right of the search bar is a button labeled '+ カテゴリから選ぶ'. The main content area features a video player with a play button icon and the title '徳光・木佐の知りたいニッポン～廃校がサッカーの専門学校に！民間アイデア続々公共サービスの新しいかたち'. Below the video player is a large image with the text '民間のアイデア続々 廃校がサッカーの専門学校に!?' and '公共サービスの新しい“かたち”'. To the right of the video player is a '番組一覧' button. Below the '番組一覧' button are two video thumbnails with their respective titles and durations. The first thumbnail is titled '徳光・木佐の知りたいニッポン～言葉の壁がなくなる!? ここまで進んだおもてなし (19分20秒)'. The second thumbnail is titled '徳光・木佐の知りたいニッポン～廃校がサッカーの専門学校に！民間アイデア続々公共サービスの新しいかたち'.

番組URL : <http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg15910.html?t=141&a=1>

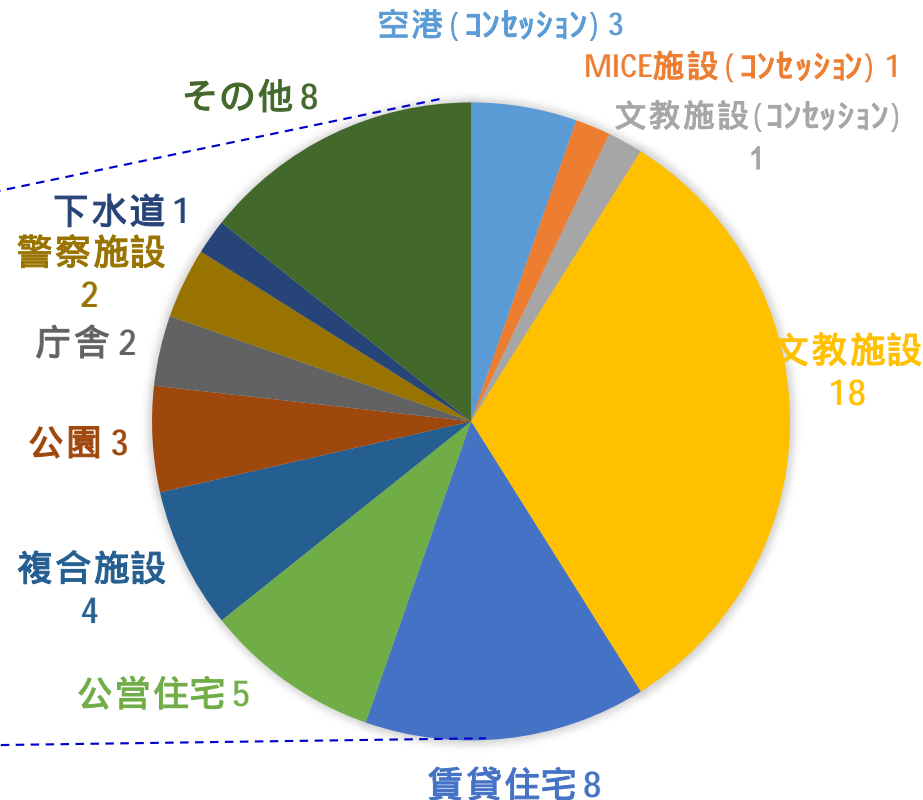
PFI事業の実施状況

事業数の推移(単年度)

(平成29年3月31日現在)



実施方針公表件数(単年度)



H28年度実施方針公表件数内訳(計56件)

- (注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。
- (注2) 契約金額は、実施方針を公表した事業のうち、当該年度に公共負担額が決定した事業の当初契約金額を内閣府調査により把握しているものの合計額であり、PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年6月9日民間資金等活用事業推進会議決定)における事業規模と異なる指標である。
- (注3) グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。
- (注4) これまで平成24年度以前の数値は一部の事業(BT方式、DBO方式、施設整備費を一括で支払う事業)を含めていなかったが、今次集計より平成25年度以後の数値との統一を図り、修正を行った。

「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」における公的不動産利活用事業推進施策

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、また良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

橙字が主な改定事項

ポイント
改定の

- ・ 推進のための施策として、新たに「**公的不動産における官民連携の推進**」を明記
- ・ 平成28年度のフォローアップにより**具体的施策をブラッシュアップ(優先的検討の更なる推進等)**
- ・ 空港をはじめとした従来のコンセッション事業等の**重点分野にクルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設**を追加

PPP/PFI推進のための施策

コンセッション事業の推進

コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定
独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進

公的不動産における官民連携の推進

地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進

- ・ 公園におけるPPP/PFI手法の拡充
- ・ 遊休文教施設の利活用
- ・ 公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備

実効性のある優先的検討の推進

公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間において、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施

- ・ 国及び人口20万人以上の地方公共団体における的確な運用、優良事例の横展開の具体的推進
- ・ 人口20万人以上の地方公共団体が速やかに策定完了するよう支援実施
- ・ 地域の実情や運用状況を踏まえた人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大

地域のPPP/PFI力の強化

- インフラ分野での活用の裾野拡大
地域プラットフォームを通じた案件形成の推進
- ・ 運用マニュアルの周知による形成の働きかけ
 - ・ 広域的な地域プラットフォーム形成・運営の支援
 - 民間提案の積極的活用
 - ・ 民間提案活用指針を平成29年度末までに策定
 - ・ 民間提案支援を平成29年度から実施
 - 情報提供等の地方公共団体に対する支援
 - ・ バンドリング・広域化、公的不動産利活用事業の優良事例の横展開、ワンストップ窓口の強化・周知
 - PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用

改定版概要

コンセッション事業等の重点分野

空港【6件達成】、水道【6件：～平成30年度】、下水道【6件：～平成29年度】
道路【1件達成】、文教施設【3件：～平成30年度】、公営住宅【6件：～平成30年度】
クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～平成31年度】、MICE施設【6件：～平成31年度】

事業規模目標

21兆円(平成25～34年度の10年間)
(コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、
公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円)

PDCAサイクル

毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

公的不動産における官民連携の推進に関する具体的取組

都市公園の再生・活性化

都市公園法の改正 (H29.6 施行)
公共還元型の収益施設 (飲食店、
売店等) の設置管理制度の創設等



カフェ等の収益施設



イベント等による賑わい

「みんなの廃校」プロジェクト

廃校施設の活用を促進
廃校施設を企業が活用している事例
を集めパンフレットを作成 (H29.3)



廃校をアワビ養殖・加工・販売施設として活用

国立大学法人の資産の有効活用

国立大学法人法の改正 (H29.4 施行)
文部科学大臣の認可を受ければ、国立大
学法人の業務に関わらない用途であっても、
当面大学において使用が予定されていな
い土地等を、第三者に貸付けることが可能に

(想定される活用例)

- ✓ 貸した土地の上に民間事業者が建物を建設し、その建物を他の事業者が借りてテナントとして入居
- ✓ 貸した土地に学外者が主に使用する駐車場を設置

公共施設等総合管理計画の策定等

経済・財政再生計画 改革工程表においてKPIが設定されている

公共施設等総合管理計画	2016年度末まで	100.0%
固定資産台帳	2017年度末まで	100.0%

【公共施設等総合管理計画の策定状況】

区分	団体数	割合
策定済	1,756	98.2%
今後策定	32	1.8%
策定しない	0	0.0%

2016年度末時点

【固定資産台帳の整備状況】

区分	団体数	割合
整備済	1,245	69.6%
整備中	542	30.3%
未整備	1	0.1%

2016年度末時点

PPP / PFI優先的検討の推進に関する取組

国・地方公共団体における規程の策定・運用促進に向けた取組(平成29年度)

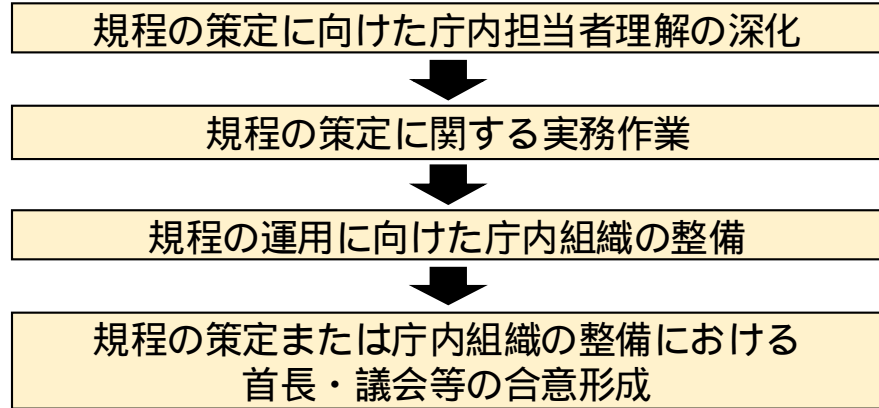
対象	取組項目	上半期の具体的な取組	下半期の具体的な取組 (予定)
<p>規程策定済の 国及び地方公 共団体</p>	<p>的確な運用 に向けた取組</p>	<p>策定済みの団体(平成29年3月末) 国: 9団体 / 13団体 (69.2%) 人口20万人以上の地方公共団体 : 122団体 / 181団体 (67.4%)</p> <p>・平成29年9月末時点の運用状況と運用における課題・工夫点を把握するため、国及び全地方公共団体に対してアンケート調査への回答を依頼</p>	<p>・規程の運用における課題・工夫点に関するアンケート調査結果の集計・分析</p> <p>・規程の運用における課題の把握とその解決方策の検討</p> <p>・規程の運用における工夫点の把握と優良事例等の横展開</p> <p>・優先的検討規程の策定・運用状況から優良事例の候補となる地方公共団体に対してヒアリングを実施</p> <p>・優良事例の整理</p>
<p>規程未策定の 国及び人口20 万人以上の地 方公共団体</p>	<p>確実な策定 に向けた取組</p>	<p>・平成29年3月末時点で未策定の59団体のうち28団体へ訪問し、策定に向けた助言等の支援を実施</p> <p>・平成29年9月末時点の策定状況と策定における課題・工夫点を把握するため、国及び全地方公共団体に対してアンケート調査への回答を依頼</p>	<p>・規程の策定における課題・工夫点に関するアンケート調査結果の集計・分析</p> <p>・規程の策定における課題の把握とその解決方策の検討</p> <p>・規程の策定における工夫点の把握と優良事例等の横展開</p>

これらの取組により得られた**ノウハウや優良事例等を人口20万人未満の地方公共団体に対し**て展開し、人口20万人未満の地方公共団体における規程の策定・運用の促進を図る。

優先的検討規程の策定・運用上の課題

策定上の課題（未策定団体へのヒアリングやアンケート調査等により聴取）

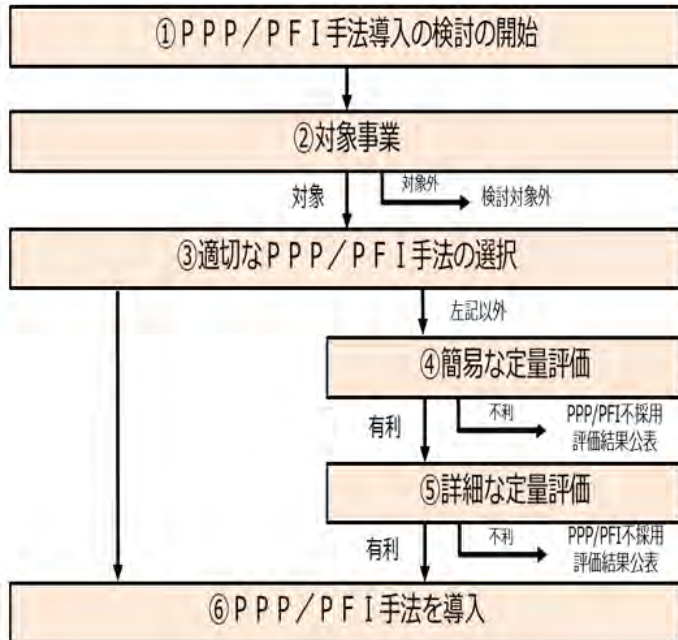
優先的検討規程の策定プロセス



- ü 目的・意義等の理解・共有不足
- ü 庁内関係部局間の連携
- ü 既存の指針等との整合
- ü 対象事業の整理
- ü 職員の配置
- ü 職員の不足

運用上の課題（策定済み団体へのヒアリングやアンケート調査等により聴取）

優先的検討規程の運用プロセス



- 対象事業が適切に把握され、検討のフェーズに進んでいるか
 - ・ 職員が正しく理解し、適切に事業が把握されているか
 - ・ 運用のために必要な職員が足りているか
- 簡易検討の実施でどのような問題が発生したか
 - ・ 算出したVFMの数値の妥当性をどのように担保するか
 - ・ 定性的な評価の客観性をどのように担保するか
 - ・ 詳細な検討以降の予算確保をどのように行うか
 - ・ PPP/PFIのどの手法を採用候補として検討を行うか
 - ・ 検討結果の対外的な説明をどのように行うか
- 詳細検討の実施でどのような問題が発生したか
 - ・ 詳細な検討を実施する上での調査費用の捻出
 - ・ 簡易な検討の際に算出したVFMの数値と異なる結果となった
 - ・ 民間事業者の参画意向をどのように把握するか
 - ・ 調査を実施する外部コンサルをどのように選定するか
 - ・ 検討結果の対外的な説明をどのように行うか

今後アンケート調査・ヒアリングで特に地方公共団体におけるボトルネック要因を詳細に確認し、解決方策を検討する予定

PFI推進委員会について

PFI推進委員会

計画部会

優先的検討部会

所掌事務

- (1) PFI事業の実施に関する基本方針の案の調査審議
- (2) PFI事業の実施状況等の調査審議

構成（内閣総理大臣が任命）

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 石原 邦夫 | 東京海上日動火災保険株式会社相談役 |
| 上村 多恵子 | 一般社団法人京都経済同友会常任幹事 |
| 小幡 純子 | 上智大学法科大学院教授 |
| 工藤 和美 | 東洋大学建築学科教授 |
| 佐藤 主光 | 一橋大学大学院経済学研究科教授 |
| 谷口 綾子 | 筑波大学大学院システム情報工学研究科
専攻准教授 |
| 根本 祐二 | 東洋大学経済学部教授 |
| 宮本 和明 | 東京都市大学都市生活学部教授 |
| 柳川 範之 | 東京大学経済学部教授 |
- （ : 委員長、 : 委員長代理）

今後の予定

- ・PFI法改正法案の成立後の確実な運用に向けた方策の審議
- ・アクションプランの改定の審議 等

審議事項

- 事業規模目標21兆円の達成に向けた推進方策について
- ・多様なPPP/PFI手法の活用・裾野拡大
 - ・公的不動産における官民連携の推進
 - ・案件形成の推進

今年度の予定

- ・民間事業者ヒアリング
- ・地方公共団体ヒアリング
- ・アクションプラン改定案の検討 等

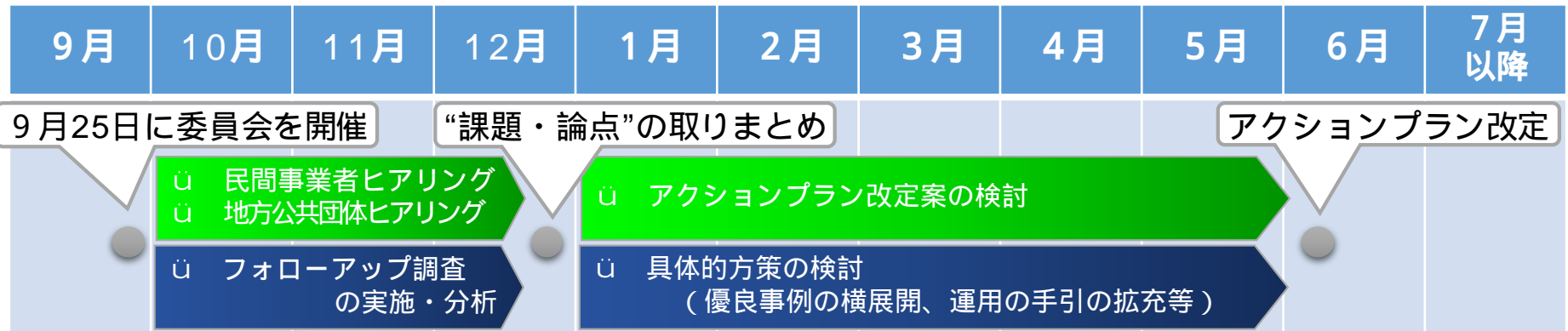
審議事項

- (1) 優先的検討規程の策定・運用状況のフォローアップ
- (2) 優先的検討規程の運用を適正化するための施策
- (3) 人口20万人未満の地方公共団体に向けた施策

今年度の予定

- ・フォローアップ調査の実施・分析
- ・優良事例の横展開
- ・運用の手引の拡充 等

今後の検討スケジュール



優先的検討 / 規程の運用による案件形成への寄与

国の優先的検討規程(内閣府の例)

1 総則

(略)

2 優先的検討の対象とする事業及び検討開始時期

一 優先的検討の対象とする事業

建築物の整備等に関する事業、利用料金の徴収を行う公共施設整備事業その他の民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業のうち別表の左欄に掲げる事業(以下「対象事業」という。)を優先的検討の対象とする。ただし、現にPPP/PFI手法の導入を前提とした検討がされている場合及び災害復旧事業その他の緊急に実施する必要がある場合については、この限りでない。

二 優先的検討の開始時期

優先的検討の開始時期は、別表の左欄に掲げる事業の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる時期とする。

3 PPP/PFI手法の選択及び公表

対象事業については、原則として包括的民間委託方式を選択するものとする。例外的に分離・分割発注を行う場合においては、その理由を公表するものとする。なお、対象事業について包括的民間委託方式以外のPPP/PFI手法を導入する場合においては詳細に検討を行ったうえ、その結果を公表するものとする。

4 規程の見直し

内閣府は、規程の運用の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

(略)

別表

対象事業	検討開始時期
内閣府本府インフラ長寿命化計画(行動計画)に規定された内閣府本府が維持管理する施設()の運営等に関する事業(ただし、単年度の事業費が1億円以上のものに限る。)	既存契約終了時の2年前を目途に検討の開始を行う。

(内閣府本府庁舎、永田町合同庁舎等)

(略)

平成29年度における優先的検討規程の運用状況

- 速やかに規程を策定した省庁においても、まだ策定から半年しか経過しておらず、どの省庁においても平成29年度上期での検討実施事例はないという状況
- 平成28年度は国の事業として『海の中道海浜公園研修宿泊施設等管理運営事業』や『大阪第6地方合同庁舎整備等事業』等、6件のPFI事業の実施方針を公表しており、今後は規程の運用により国においても一層のPPP/PFI事業の導入が進むことが期待される



海の中道海浜公園研修宿泊施設

(参考) 地方公共団体の運用状況

- 現在アンケート調査で詳細を確認中
- 給食センター、廃棄物処理施設、スポーツ施設等の具体的な事業の検討を開始している模様